

△開 会

○委員長（徳永武次）これより議会運営委員会を開会します。

本日の委員会は、ただいまタブレット端末に表示しております審査日程により、審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）御異議ありませんので、そのように審査を進めます。

まず、議長から御挨拶をお願いいたします。

○議長（川添公貴）皆さん、おはようございます。心配していました台風も直接の影響はないようです。

本日は、2点ほどお願いがありまして。

本日の議事進行は若干変則的ですが、協力方、よろしくお願い申し上げます。

2点目です。今コロナの罹患者がだんだん減っては来ているんですけど、国、県、そして市含めて、協力金等の対応を早急にしたいということで当局から申出がございまして。やはり早期に支給したいということで、本日、皆さん方に御提案申し上げますので、慎重方に審議方、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

△今期定例会に付議される議案等について

○委員長（徳永武次）次に、今期定例会に付議される議案等についてを議題といたします。

一括、事務局長に説明を求めます。

○事務局長（道場益男）それでは、資料1—1、付議事件等区分表（案）を御覧ください。

前回の9月15日の議会運営委員会で御確認いただきました議案等に追加いたしまして本日上程されることとなります議案は、補正予算が1件でございまして。議案第108号は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う、県の飲食店に対する営業時間短縮要請期間の延長に伴う令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算であり、本案は本日の本会議の最後のほうで本会議審議にしてはと考えます。

次に、付託事件に係る討論の通告状況等を説明いたしますので、資料1—2、討論通告等一覧を御覧ください。

まず、生活福祉委員会に付託されておりました陳情第4号につきまして、井上議員、犬井議員か

ら賛成討論の通告がありました。委員会の審査結果は不採択とすべきものであり、反対討論の通告はなかったことから、本陳情に対する討論は通告順に、井上議員、犬井議員の順番で討論いただくこととなります。なお、総務文教委員会及び産業建設委員会の付託案件に係る討論の通告はございませんでした。

次に、各常任委員会に分割付託されておりました議案第83号につきましては、いずれも原案可決すべきものとの委員長報告がありましたが、このうちの総務文教委員会付託分におきましては、附帯決議が付されての原案可決とされたところがあります。この議案第83号に対する討論につきましては、既に通告を頂いている議員もおられるところでございますけれども、別添写しのとおり、9月21日に坂口議員、帯田議員、森満議員の連署により修正動議の提出がありましたことから、討論の順序につきましては、通告期限等を含めまして、この後、改めて御協議いただく予定とされているところでございます。

次に、付託事件に係る採決方法について説明いたしますので、資料1—3、議案等採決区分表を御覧ください。

まず、総務文教委員会付託案件では、議案第73号、議案第93号及び議案第94号の議案3件を一括して簡易採決とし、生活福祉委員会付託案件では、議案第74号から議案第77号まで及び議案第87号から議案第91号までの議案9件を一括して簡易採決とし、その後、委員会で不採択とすべきものとされた陳情第4号について電子表決システムにより採決を行い、産業建設委員会付託案件では、議案第78号から議案第82号まで及び議案第84号から議案第86号までの議案8件を一括して簡易採決としてはと考えます。

次に、修正動議が提出されている議案第83号の議事の進め方について説明いたしますので、資料1—4を御覧ください。

本修正動議につきましては、発議者の数、修正案の添付、連署といった所定の要件が整っており、動議が成立しておりますことをまずもって御報告させていただきます。

1の表になります。議案第83号は、産業建設委員会付託案件の委員長報告、質疑、討論、採決

が終わった後の議題となります。

進め方につきましては、太枠で囲ってございますが、①で各常任委員長から順次、審査結果の報告を頂いた後、②で議長から修正動議が提出されている旨の報告、③で同じく議長から原案と修正案を併せて議題とする旨の宣告をしていただき、その後、④で提案者から修正案の説明を行っていただきます。説明は、提出者を代表して坂口議員のほうで行われると伺っているところであります。それから、⑤で各委員長報告と修正案に対する一括質疑を行っていただく予定としております。

ここまでの流れにつきましては、次ページの点線囲みの部分になりますが、会議規則第38条において、委員会に付託した事件の審議順序として、議題にしてから委員長報告、修正案の説明、質疑、討論、表決の順序によると規定されているとおりであります。

1ページに戻っていただき、留意事項になります。(1)では、修正動議の説明後は委員長報告と修正案を一括して質疑、討論をし、採決に入ったほうが、分かりやすく、能率的であるとされていることを記載しております。

このようなことで、質疑は一括して行われますことから、(2)にありますとおり、質問をされる際には最初に、修正案に対する質問か委員長報告に対する質問かを明確にされた上で質疑に入っていただく必要がございますので、御留意いただきたいと存じます。

次に、討論についてであります。修正案が提出されている場合の討論の順序につきましては、討論交互の原則により、多少複雑となりますが、順序につきましては、原案賛成者、原案・修正案ともに反対者、原案賛成者、修正案賛成者の順に、これを繰り返すこととなります。

次に、採決についてであります。修正案が提出されている場合の採決の流れも多少複雑で、初めに修正案についての採決が行われます。その次が、ケースに分かれまして、修正案が可決されたときには修正部分を除く原案について採決を行い、修正案が否決されたときには原案について採決を行うこととなります。

最後に、資料の1に戻っていただき、今後の提出予定議案と議会運営委員会の開催日程についてでございますが、これにつきましては前回と同様

でございます。

○委員長(徳永武次) ただいま事務局長から説明がありましたが、当局から補足説明がありますか。

○財政課長(鬼塚雅之) 議案第108号の一般会計補正予算について説明いたします。

予算書第11回補正の13ページの各会計歳入歳出補正予算額調を御覧ください。

本補正は、一般会計において5,561万8,000円を増額するものであります。

次に、補正予算の概要を説明いたしますので、17ページ、2の歳出(目的別)を御覧ください。

商工費では、地域経済事業費において、県からの飲食店に対する営業時間短縮要請が延長されたことに伴い、事業者に支給される協力金のうち1割を県に対して負担するための経費を増額するものであり、中小企業振興費において、県からの営業時間短縮要請が延長されたことに伴い直接的な影響を受けるタクシー事業者や運転代行業者に対し、事業継続を下支えするための支援金を支給する経費を増額するものであります。

次に、歳入について説明いたします。15ページ、1の歳入を御覧ください。

国庫支出金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を、県からの飲食店に対する営業時間短縮要請が延長されたことに伴う地域経済事業費や中小企業振興費に係る財源として増額するものであります。

繰越金では、前年度繰越金を今回補正の財源として増額するものであります。

○委員長(徳永武次) ただいま説明がありましたが、質疑、御意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(徳永武次) オブザーバーはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(徳永武次) 質疑、意見はないと認めます。

それでは、今期定例会に付議される議案等については、説明のとおり取り扱うことで御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(徳永武次) 御異議はありませんので、そのように決定しました。

以上で、今期定例会に付議される議案等についての審査を終了いたします。

ここで、協議会に切り替えます。

~~~~~

午前9時 9分休憩

~~~~~

午前9時12分開議

~~~~~

[休憩中に当局職員退室]

**○委員長（徳永武次）** ここで、本会議に戻します。

△議案第83号令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算に係る討論通告について

**○委員長（徳永武次）** 次に、議案第83号令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算に係る討論通告についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

**○議事調査課長（川畑 央）** ただいま議題となりました件について資料3に基づき説明をさせていただきますので、お手元に資料3を御用意ください。

議案第83号令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算に係る討論通告について、御説明申し上げます。

議案第83号につきましては、先ほど説明があったとおり、修正案が議長に対して提出され動議が成立しておりますことから、議案第83号本案に対する討論通告期限は、当該修正案の説明を聞いて、一括質疑をした後に設定し直すことにしたいと考えております。

具体的には、各委員長報告並びに修正案に対する一括質疑を終えた段階、下表5の部分ですけれども、その時点で休憩を頂き、その間に通告書の提出をしていただきまして、議会運営委員会において、討論の発言の順序について御確認いただきたいと考えております。

下の1の「本会議の進め方」ですけれども、黒の太線囲みの部分で、⑤までは資料1-4の説明の順番と一緒にございます。今ほど述べましたとおり、5の後、休憩を取っていただきまして討論通告の提出を頂きまして、その後、議会運営委員会を開会頂き、討論の順番の確認をさせていただきまして、本会議を再開して、そこで討論に入ります。

ます。

討論の順番は先ほどありましたように、原案賛成、原案・修正案ともに反対、また原案賛成、修正案賛成、これを繰り返す順番でお願いしたいと思います。

それが終わりましたら、採決に入ります。この採決につきましては、先に修正案の可否を問う採決をいたしまして、修正案が可決された場合には、その後、原案のうち修正案可決した部分を除いた部分について採決を行うこととなります。また、修正案が否決された場合には、原案について採決が行われることとなります。

その下については、通常のとおりでございます。

2番の討論通告書ですけれども、これは「別紙のとおり」と書いてありますが、別で配付してございます発言（討論）通告書ということで、休憩中にこの討論通告書を出していただきたいと思っております。なお、討論の種別については三つしかございませんので、御留意ください。

3番ですけれども、通告期限ですが、議案第83号に対する委員長報告と修正案に対して一括質疑が終了した後、休憩中、直ちに提出頂きたいと思っております。

4番ですが、討論の順番につきましては、先ほど来繰り返しているとおりで、原案賛成、原案・修正案ともに反対、次に修正案賛成。これを、これごとに、原案賛成、原案・修正案反対、原案賛成、修正案賛成ということで、通告時間が早い順でさせていただきますと思います。

なお、会派によって一括で提出をされる場合においては、会派のほうで順番を決めてからお持ちいただければ助かります。

**○委員長（徳永武次）** ただいま説明がありましたが、質疑、御意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（徳永武次）** オブザーバーはないですか。

**○議員（井上勝博）** 私、まだ理解ができてないところがあって。

討論で、「原案・修正案ともに」というふうにおっしゃるんですが、例えば「原案反対、修正案賛成」というのが何で入らないのかがいまだに理解できないのが、ちょっと、教えていただきたいんです。

○議事調査課長（川畑 央）原案に10の予算が提案してあって、修正案がそこからマイナス2という修正案があると、修正案のみ賛成するとマイナス2のみが残るという不都合な状況が生じると考えます。

○議員（井上勝博）そうすると、「原案に反対、修正案に賛成」という、そもそもそれが理屈で合わないということになるのですか。

○議事調査課長（川畑 央）お見込みのとおりだと考えております。

○委員長（徳永武次）質疑、意見は尽きたと認めます。

それでは、本件につきましては、説明のとおり取り扱うことで御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）御異議がありませんので、そのように決定しました。

会派代表者の皆様には、会派所属議員への周知をお願いいたします。

なお、討論通告については、先ほどのように提出されるよう併せてお願いいたします。

以上で、議案第83号令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算に係る討論通告についての審査を終了いたします。

ここで、協議会に切り替えます。

~~~~~

午前9時18分休憩

~~~~~

午前9時20分開議

~~~~~

○委員長（徳永武次）ここで、本会議に戻します。

△閉 会

○委員長（徳永武次）以上で、議会運営委員会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）御異議ありませんので、以上で、議会運営委員会を閉会します。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会議会運営委員会

委員長 徳永武次